

総務企画委員会記録
<第2号>

平成24年第1回沖縄県議会（2月定例会）

平成24年3月5日（月曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成24年3月5日 月曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午前10時32分

場 所

第4委員会室

議 題

1 乙第11号議案 沖縄県石油価格調整税条例

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	新 垣 清 涼 君
委 員	上 里 直 司 君

委員外議員 なし

欠席委員

高 嶺 善 伸 君

説明のため出席した者の職・氏名

総 務 部 長 兼 島 規 君
税 務 課 長 西 平 寛 俊 君
地 域 ・ 離 島 課 長 稲 福 具 実 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第11号議案沖縄県石油価格調整税条例を議題といたします。

なお、ただいまの議案については、3月1日に開催された本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

また、同条例は、昭和47年からこれまで法定外普通税として5年ごとの時限立法で新設されてきており、現行条例が平成24年3月31日で失効することから、今回、9回目の新設を行うものであり、新設に当たって必要とされている地方税法第259条第2項に規定する特定納税義務者4者からの意見聴取については、2月22日の本会議において諸般の報告として議長から報告したほか、お手元に資料として配付してありますので御参照ください。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第11号議案沖縄県石油価格調整税条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 資料の平成24年第1回沖縄県議会（定例会）議案（その3）をごらんください。

32ページをお開きください。

乙第11号議案沖縄県石油価格調整税条例について御説明いたします。

石油価格調整税は、県内における石油製品の価格の調整と安定的供給を図ることを目的として創設され、その税収は、離島振興対策として、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送費補助の財源となっております。

徴収根拠である、沖縄県石油価格調整税条例は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律により、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置が実施されることとなったことから昭和47年に創設されました。

以来、法律改正により軽減措置が延長されることに伴って、条例の新設（更新）という手続を経て現在に至っており、現行の沖縄県石油価格調整税条例は、平成24年3月31日をもって失効することになっております。

現在、国も軽減措置を延長する方針であり、県としても引き続き離島振興を図る必要があることから、同趣旨の条例を制定しようとするものであります。

この条例案の主な内容としましては、

- (1) 納税義務者は、県内において揮発油を販売する元売業者とする
- (2) 課税客体は、元売業者による揮発油の販売とする
- (3) 課税標準は、揮発油の販売に係る数量とする
- (4) 税率は、揮発油1キロリットルにつき、1500円とする
- (5) 納付方法は、申告納付とする
- (6) この条例は、平成27年3月31日に失効する
となっております。

なお、平成24年4月1日から施行する予定であります。石油価格調整税の創設に当たっては、総務大臣の同意を得る必要があることから、調整期間を要するため、先議に付すものであります。

以上が、乙第11号議案提案の理由及び概要であります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 まず聞きたいのは、これまで5年やっていたのが、なぜ3年になっているのかをお聞かせください。

○兼島規総務部長　今回、平成24年度の税制改正大綱が閣議決定されているわけですが、その中で本体の揮発油税の小売価格の引き下げ効果等について税制改正で検証することということが盛り込まれておりまして、今回、本体の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限が3年間延長ということになったものですから、今回それを受けて石油価格調整税についても同じく3年間になったということでございます。

○新里米吉委員　国のほうで3年だからこちらも3年でやらざるを得ないというのはよくわかるのですが、少し気になるのは下げ効果の検証ということが少し心配になって先ほども少し話したのですが、3年後に向けての政府の動きが気になるころだなど思っているのですが、その辺はどのようにとらえていますか。

○兼島規総務部長　これは実を言うと5年とせずに3年とした背景というのは、こういう形で価格差を縮めるためにこういう税条例をつくって、これが転げ石となって、離島の航路の方々への補助という形で、離島への製品の価格を下げようということなのですけれども、依然として石油製品の価格差がまだあるということもあって、しっかり検証しないとなかなか元売業者の皆さんにある意味で負担をかけているわけですね。そういったこともあって、そこをしっかりと検証しましょうということで、今回石油販売事業者の経営実態—事業内容であるとか財務とか設備とか、そういったものを調査して価格差の発生原因を分析しましょうという観点のようです。5年となると少し悠長なものですから、一応3年という期限を打ってその間でしっかりと検証しましょうということだと理解しています。その結果次第によって国がどう考えるのかということは判明しませんけれども、3年間と打った趣旨はそういう形だと理解しています。

○新里米吉委員　そうすると3年後にどういう動きがあるかは全く予測はつかないけれども、国が検証する一県も何らかの検証をして理論構成をしていかないといけないですよ、3年間で。やはり私たちの耳に聞こえるのも、こういう法律があるのに沖縄本島よりも離島は高いではないかという声が離島からあるわけですよ。それに反応してのことなのかなと思いますが、この価格差でも埋められない事情—本会議でも出ていましたが、そこら辺は国任せではなくて、県も検証して行って理論構築をして実態をしっかりと押さえておかないと、3年後にこれが吹っ飛んでしまう、あるいは今よりも余り効果がないから下げ

ろとか、そういう話になってくると少しまずいなという余計な心配をしているところで、そういうことをお願いして質疑を終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○**上里直司委員** 今出ていた復帰特別措置の税の部分とこの条例の関係というのは、どういう関係なのですか。

○**西平寛俊税務課長** 国の復帰特別措置を受けまして揮発油税の軽減措置があります。その軽減措置が7000円ございますので、この7000円の中で1500円を石油価格調整税ということで元売業者に課税しまして、その税収で離島航路の補助をするという仕組みであります。

○**上里直司委員** 私が尋ねているのはその部分ではなくて、この7000円という部分に既に沖縄県が価格調整税を県民に課するという規定があるのかどうかということなのですか。

○**西平寛俊税務課長** 復帰のときに、その以前は沖縄本島と離島は同一価格というプール制といって、琉球政府のときには離島と沖縄本島は同じ価格ということでしたけれども、7000円を引き下げるときに、復帰によって自由競争になるので運賃格差が生じることによって離島と沖縄本島の価格差が生じるのではないかということ埋めるために、7000円の中に価格差を埋めるための措置をするということで、石油価格調整税を設置するということが前提になった制度でございます。

○**上里直司委員** そうすると、この1キロリットル当たり1500円の課税というものは、そもそも復帰特別措置に入っているということなのですか。これに入っているから、今これから質疑しますが条例の課税税率の部分ですね、この部分も必然と決まるという仕組みになっているのですか。

○**西平寛俊税務課長** 7000円の中に1500円を石油価格調整税で徴収するということは前提と理解しています。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、上里委員と西平税務課長との間で質疑内容の確認があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

西平税務課長。

○**西平寛俊税務課長** 石油価格調整税の創設の背景なのですが、沖縄復帰対策要綱の第3次分というのがございまして、その中で揮発油税の軽減措置を講ずるということが1点ですね。2点目として、離島における燃料用石油製品については復帰後も一定期間沖縄本島並みの価格を維持するため、沖縄県が所要の調整措置を講じるよう国が措置するものとするというような中に、沖縄県が所要の調整措置を講じるよう国が措置するというものは、1つは7000円下げる、それからその中に石油価格調整税で離島と沖縄本島の価格差を調整するための石油価格調整税を国が認めていくということの内容だと理解しています。そのようなことがうたわれています。

○**上里直司委員** 私がここにこだわっているのは、下げ幅の検証をすると国は言っているのだけれども、下げ幅の検証を言うとそれがもし効果が出ないとなったら、暫定税率そのものが消えるのかどうかということがまず1点懸念が残るわけなのですよ。もう一つは先ほどから出ているように、本当に石油価格調整税の税率でもって、離島の石油製品の価格が沖縄本島並みになっているのかというところであるのですね。そういう意味でなっていないのであったらどうするのかと問われてくるから、この税率は1500円でいいのかどうかと出てきますよね。そこを今聞きたいわけであって、それが租税特別措置法の中で復帰特別措置に関連しているものであれば、縛りがかかっているのであれば1500円は動かせられないのだけれども、もし縛りがかかっていないのであれば、1500円というのは動かされるのではないかということの質疑の前提だったのですよ。改めて聞きますけれども、7000円の中には政府は指定しているわけではないのですね、1500円というのは。

○**兼島規総務部長** 確かにおっしゃるように、復帰特別措置法の中には7000円を軽減するとしかうたっていないです。そのうちの中に1500円をそこに回せとかそういったものがうたわれているわけではない、別個の法律です。根拠となるのは先ほど税務課長が少し説明しましたように、復帰のときの要綱で石油価

格調整税も設ける、そしてそれを受けて、離島の格差是正のために沖縄県としてこういう措置をとるとしかうたわれていませんので、これは法的には別個の法律だということに理解していただきたいと思います。ただ、今おっしゃるように、今回3年間で期限を切ったのは、本体となる復帰特別措置法そのものも、揮発油税に関しては3年間という期限が打たれているわけですから、この検証も必要です。これも本当に物価にはね返っているのかどうかという。そういった意味で、離島だけの検証ではなくて、ある意味で全体の物価の調査というようになっています。それを受けてなおかつ離島のほうに1500円で本当にいいのかどうかということも含めての検証だと思っております。

○上里直司委員　そういう意味では、ここは1500円の妥当性についてなのですが、改めて沖縄本島並みという言葉と一先ほどプール制という話が出ていました。それから考えると沖縄本島並みの価格にするには、税率というのは一体幾らが一可能性として幾らの税率課税をすれば沖縄本島並みという価格になるのか。それを試算しているものがありますか。

○西平寛俊税務課長　今現在沖縄本島と離島の価格差というのは22円ということで一これは平成22年度の調査なのですが、22円の価格差があるということですから、価格差をなくすためには22円の補助をすれば価格は同一ということになるかと思えます。

○當間盛夫委員長　休憩いたします。

(休憩中に、上里委員から改めて質疑の内容の説明がなされた。)

○當間盛夫委員長　再開いたします。

稲福具実地域・離島課長。

○稲福具実地域・離島課長　復帰して40年なのですが、依然として22円の価格差があるということは事実でございます。それは沖縄復帰対策要綱のときに、目的としては復帰に際して値上がりしないようにということで、沖縄本島並みの価格の安定一要するにこれは安定供給も含めて、それを維持しようということで復帰以来ずっとやってきていますけれども、依然として22円の差があります。それについてはこれまで輸送費に対して補助をしてきたのですが、輸送費以外の離島固有のコストがあるとか、あるいは市場規模が小さい

とかそういうものがございまして、この辺の価格差の要因を、この3年間の検証期間の中で試算をして、どのようなコストにどのくらいのコストがかかっているか、そしてこの補助事業をどのような形にすれば一番効果的なのか、あとは今上里委員がおっしゃっているように、どのくらいの費用をかければどのくらいの効果があるのかという価格差の減少、軽減の仕組みを含めて検証したいと考えております。

○上里直司委員 これは国会の審議ですから、税制関連法の中で出てきているもので、国会が可決すれば、それはそのとおりになってくると思うのですよ。ただ、今地域・離島課長がおっしゃったのはそうではなくて、プール制という価格調整の仕組みというものを維持するがために復帰特別措置という形をとっているわけなのですよ、一つは。だからこの条例を設置する根拠になっているわけなのですよ。それが40年も続いていて、今なおどういう形で検証すればという話は、私はちょっと不十分だなということが一点。今回なぜここは改めて質疑をするかということ、去年から全国の離島は補助金で対応しているのですよ。なぜその補助金で対応しているものにこれが充てられないのか。全国都道府県の離島は補助金で対応して、国からの補助金が来ると。ここは県民の税金で離島の輸送費を負担しているわけなのですよ。ですからここの関係をどうするのか。検討されていることはありますか。

○稲福具実地域・離島課長 今上里委員がおっしゃったように、これは資源エネルギー庁一エネ庁ですね。エネ庁の補助事業として、平成23年度から本土の離島に関しては輸送形態に応じて輸送補助がされています。これはオールジャパンで31億円という予算があります。その制度は我々も確認をしたのですけれども、沖縄県地域は対象になっておりません。これはどういうことかと言いますと、本県の場合は同様の措置が講じられている。要するに復帰特別措置で国税を軽減し、その一方で県税で財源を確保して離島に対する輸送費を補助しているということで、同様の措置が講じられているということで、対象になっていないということございまして。我々も検証した結果、大きく違うのは、うちの補助事業の場合はガソリンだけではなくて灯油、軽油、A重油、4油種を対象にしているのですけれども、エネ庁の補助の場合はガソリンだけが対象と。それから復帰特別措置の場合は県全体に軽減措置の効果があるのですけれども、エネ庁の場合はあくまでも離島に対しての支援。数字的に申し上げますと、例えば石油製品に対する国税のほうですね、リッターで7円ですから、おおむね年間46億円の軽減措置があります。それに対して9億円ないし10億円の県税

を課税しまして、差し引きすると36億円、これが県全体の利益。リッター当たりの金額にすると7円から1.5円を引いて、5.5円が離島も含めて、沖縄県一本島も含めて、全体に利益があるということで、我々としては復帰特別措置のほうを優先するべきではないかという考えでございます。

○上里直司委員 そういう説明はありますけれども、今まさに言ったみたいに、離島の皆さん方も石油価格調整税を払うわけなのですよ。払ってさらに受け取るのだけれども、それでもさらに差額は開いているのですよ。今検証するとおっしゃいますが22円を単純に掛けると、恐らく課税税率というのは上がりますよ。上がって、どれだけ上がるのかという形になるけれども、しかしそれでも十分ではないわけなのです。沖縄本島の価格もあるわけですから。そう考えると、そろそろこういう形で復帰特別措置を存続させるのかどうかという議論は、本当は今回の40年のときにやるべきだったのですけれども、いや計算をすればこっちのほうがあると言いはするけれども、本当にその離島のほうも負担軽減になっているのかというと、なっていない。リッター当たりの7円というのも本当に十分なのかというと、なっていない。それでもこの租税の特別措置を使って維持するという検証のあり方をもう少し検証しないといけません。1年ぐらいで出していただきたいと思うのですけれども、最後に答弁いただけますか。

○稲福具実地域・離島課長 この復帰特別措置、それから今の石油価格調整税、それから地域・離島課のほうでやっています石油製品補助事業、これは今3本セットになっておりまして、繰り返しますけれども、前提としては国税で7円軽減、そして1.5円分は離島の輸送補助の財源に充てましょうというようなスキームで、政府税制調査会なりでそういう議論がされてきておりまして、例えば1.5円をどうするというのは、例えば7円をどうするということにも全部絡んでまいります。そういうことで、例えば我々は事務的にはなぜ7円なのか、なぜ5円でないといけないのか、そういう議論は当然これまでもずっとやってまいりましたし、やはり沖縄の今の現状、それから離島の現状については引き続き復帰のときとそんなに極端に変わっているわけではございませんので、今後も引き続き必要ということで、効果の検証というものを定量的に示せるように努力していきたいと思っております。それから3年間の延長ということですが、実質的には2年後には延長要請をしないといけませんので、そういうことからすると今上里委員がおっしゃったように、1年かけてしっかり調査をして、検証もスピードアップを図りながらやっていきたいと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決などについて協議する)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより乙第11号議案沖縄県石油価格調整税条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第11号議案沖縄県石油価格調整税条例の処理はすべて終了いたしました。

次回は、3月21日 水曜日 委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫